



岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

2017年第47週
(11/20~11/26)

平成 29 年 12 月 1 日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

- インフルエンザは、県全体で定点当たり 0.74 人と、少しずつ患者が増加しています。岐阜市、東濃、飛騨保健所管内では定点当たり 1 人を超えています。
- 水痘は、前週に引き続き恵那保健所管内で患者の報告が多くなっています。
- 12 月 1 日は「世界エイズデー」です。→トピックス

■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

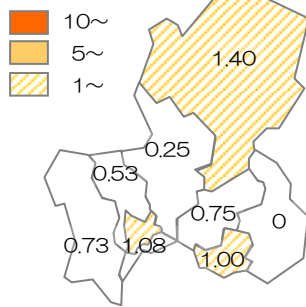
レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし		—
注意報レベル	なし		—

※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。

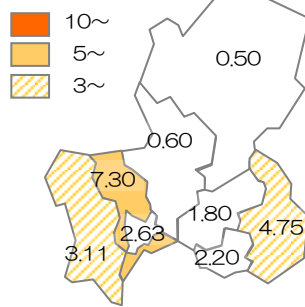
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

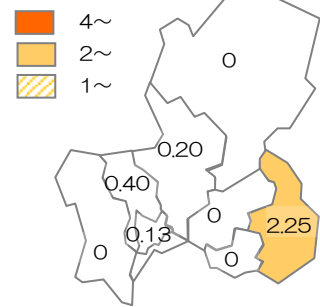
<インフルエンザ>



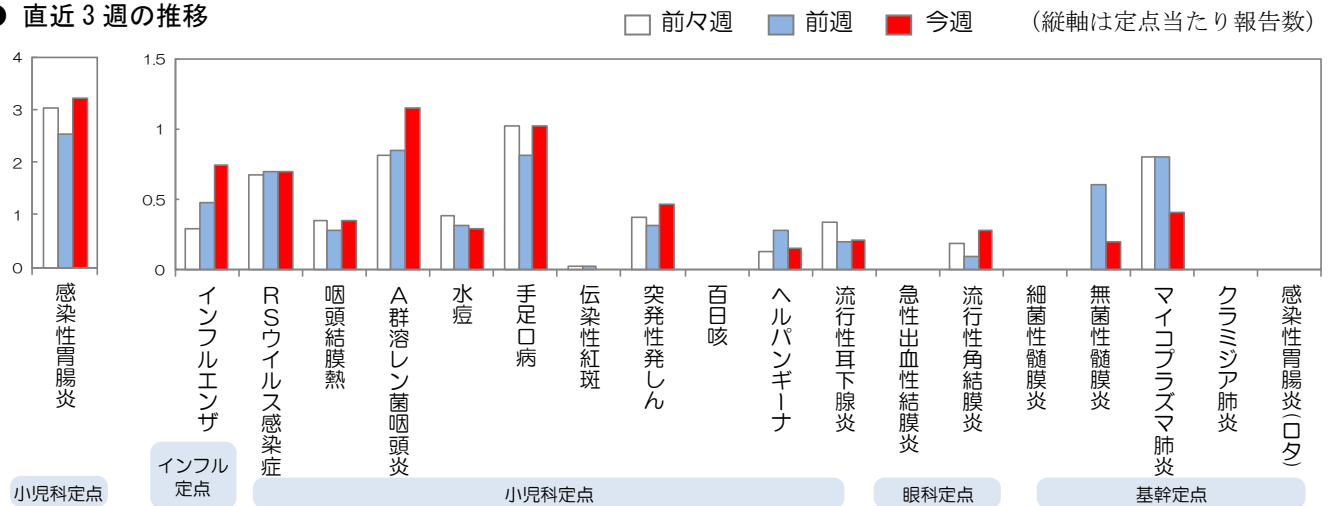
<感染性胃腸炎>



<水痘>



● 直近 3 週の推移



■ 全数把握対象疾患の発生動向

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 4 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 1 例
- 4 類感染症：つつが虫病 2 例
- 5 類感染症：なし

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。
感染症発生動向調査週報 (IDWR) <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■ トピックス

● 後天性免疫不全症候群

◇ 12月1日は「世界エイズデー」です

世界エイズデー（World AIDS Day：12月1日）は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者や感染者に対する差別や偏見をなくすことを目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定しました。毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

◇ 全国の患者発生状況

国内では、年間約1,500人の新規患者（無症候のHIV感染者を含む。）が報告されており、ここ10年間、ほぼ横ばいに推移しています。

新規患者の約3割が、AIDS患者（診断時にAIDSを発症している状態）として報告されています。また、患者の約85%が日本国籍の男性で、そのうち約7割が同性間の性的接触により感染しています。

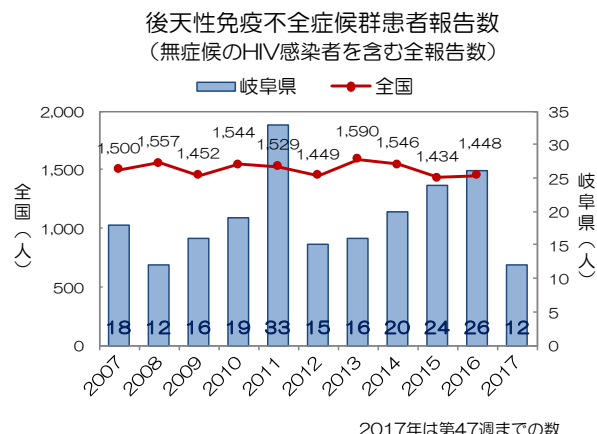
◇ 岐阜県の患者発生状況

岐阜県では、年間20人程度の患者報告があり、2017年は第47週までに12人（HIV感染者9人、AIDS患者3人）が報告されています。

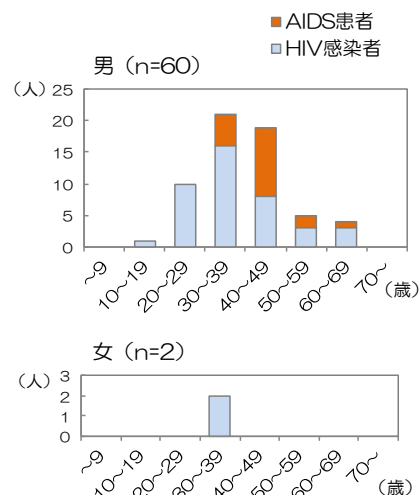
2015年～2017年（第47週まで）の直近約3年間の状況をみると、報告患者62人の内訳は、男性60人（HIV感染者41人、AIDS患者19人）、女性2人（ともにHIV感染者）で、男性の年齢は30～40歳代が多く、40歳代の半数以上はAIDS患者として報告されました。

また、感染経路は、男性60人のうち52人（87%）が同性間性的接触、8人（13%）が異性間性的接触によるもので、女性2人はともに異性間性的接触によるものでした。

県内においても、報告された患者の約3割がAIDS発症によって初めてHIV感染を知っている状況です。今後も引き続き、HIV感染の予防啓発に努めるとともに、広くHIV検査の普及を図り、感染者の早期発見・早期治療につなげていくことが重要です。



性・年齢別患者報告数
(岐阜県 2015年～2017年第47週)



○ 後天性免疫不全症候群とは

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染により、免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍を合併した状態をいいます。感染後、CD4リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で約10年）を経て、高度の免疫不全症に陥ります。近年、治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に服薬治療を受ければ、免疫力を落とすことなく通常の生活を送ることが可能となってきています。

○ 感染症法における取扱い

後天性免疫不全症候群は、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は保健所に届け出なければなりません。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki.jun.html>

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>